

令和4年度地方税制改正等に関する  
地方財政審議会意見

令和3年 11 月 16 日

地 方 財 政 審 議 会



はじめに.....	1
第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方.....	3
1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿.....	3
(1) 経済社会構造の変化.....	3
(2) 地方税制のあるべき姿.....	4
2 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進.....	5
3 新型コロナウイルス感染症への対応.....	6
第二 令和4年度地方税制改正等への対応.....	7
1 地方法人課税.....	7
(1) 外形標準課税のあり方.....	7
(2) 外形対象法人の法人事業税所得割の軽減税率.....	8
(3) 収入金額課税（電気・ガス供給業）.....	8
(4) 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの対応 ..	10
2 個人住民税.....	10
(1) 働き方やライフコースの多様化等への対応.....	10
(2) 住宅ローン控除.....	11
(3) ふるさと納税.....	11
3 固定資産税.....	12
(1) 土地に係る負担調整措置等.....	12
(2) 税負担軽減措置等のあり方.....	13
4 地方消費税.....	14
5 車体課税.....	14
6 社会全体のDXに向けた地方税務手続のデジタル化.....	15
おわりに.....	16



## 令和4年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令和3年11月16日  
地方財政審議会

当審議会は、令和4年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

### はじめに

我が国の景気は、当面は、新型コロナウイルス感染症によるサービス消費への下押しの影響が残るほか、輸出・生産が供給制約により一時的に減速すると見込まれる。もっとも、その後は、ワクチンの普及などに伴い新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らいでいくとともに、外需の増加等にも支えられ、回復していくものと考えられる。ただし、国内外の新型コロナウイルス感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

我が国の財政は、社会保障関係費等の増加により、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。その上、新型コロナウイルス感染症の対策のための歳出拡大により、公債発行額が増加している。政府においては、新型コロナウイルス感染症の下での危機克服を最優先としつつも、国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の達成が課題となっている。

地方財政についてみると、地方消費税率の引上げによる増収効果などもあったが、社会保障関係費等が増加する中で、厳しい歳出抑制を行ってもなお、毎年度、巨額の財源不足が生じている。また、新型コロナウ

ウイルス感染症による影響を見据え、地域経済等への支援に取り組む必要もあり、引き続き厳しい状況が続く見込みである。

急速な少子高齢化、一極集中を背景とした地方の疲弊が深刻な課題となっていることに加え、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化、デジタル化など、新型コロナウイルス感染症の下で経済社会構造が大きく変化している。

今後の地方税制を検討するに際しては、経済社会構造の変化によって生じる様々な課題に地方団体が的確に対応していくために、これまでの税制改正議論も踏まえつつ、地方分権、地方創生を推進する観点から、持続可能な地方税財政基盤を確立することに留意が必要である。そのためには、地方税の充実確保を図るとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、令和4年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

## 第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

### 1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿

#### (1) 経済社会構造の変化

人口減少・少子高齢化については、令和2年に我が国で生まれた子供の数が84万人と過去最少を記録するなど、今後も一層厳しさを増していくと考えられる。そのような中で、生産年齢人口の減少により、中長期的には、民間部門・公的部門を通じて、人的資源の制約が拡大していくことが見込まれる。

また、世界的にも経済のデジタル化が進展し、企業活動のグローバル化を加速する経済のデジタル化が進展し、オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化している。

国民の利便性や生産性向上の観点から、社会全体におけるデジタル化や自動化、AI活用等の広範なデジタル・トランスフォーメーション(DX)の動きが加速しているほか、我が国の基幹産業である自動車製造業を取り巻く環境変化として、いわゆるCASE(Connected、Autonomous、Shared&Service、Electric：車のツナガル化、自動運転社会の到来、保有から利用へのシフト、車の動力源の電動化)の潮流が顕在化してきた。

こうした経済社会構造の変化は、地方団体が提供する行政サービスを支える地方税収の安定的な確保や、課税・徴収のあり方にも課題を投げかけている。

また足下では、新型コロナウイルス感染症について、ワクチンの普及などに伴う感染状況の緩和も見られるが、経済面への影響について、雇用・所得環境や個人消費においては、依然として下押しの影響が継続している。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、国・地方を通じた歳出が急速に拡大している一方で、消費や企業業績の動向次第では、地方税収の減少の懸念もある。いずれにせよ、地方財政の見通しは予断を許さないと言える。

## (2) 地方税制のあるべき姿

安全で安心な社会を維持し、経済活動などを通じて豊かなものとしていくためには、公的サービスは欠かすことができない。こうした公的サービスを提供するための資金を調達することは、租税の最も基本的な機能である。

また、公的サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが最も重要である。個人や企業の選択を歪めないよう中立であることや、簡素で納税者が理解しやすい仕組みであることも必要である。

地方団体は、福祉、教育をはじめ、道路等の社会資本整備など、住民生活に密着した行政サービスを提供しており、こういった地域の行政サービスの提供に必要な費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の原則である。

したがって、地方税については、地方団体がこうした行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要があり、そのためには、地方税の充実確保が必要である。

また、地域社会の共通の経費を、その地域の地方団体からの受益を受ける者が、広くその能力に応じて負担し合うことにより公平を確保することが必要である。

一方、地方税の充実確保に伴って生じる地域間の財政力格差の拡大は、地方税の充実をさらに進める上で阻害要因となる。このため、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築は、車の両輪として進めるべき地方税の最も基本的な課題である。

また、地方税源には偏在があることから、地方税の充実確保を基本としつつ、地方の固有財源である地方交付税や地方譲与税とあわせて、必要な地方財源を確保していくことが重要である。

また、地方税制においては、地方団体の課税自主権を尊重する観点から、法定税目の超過課税のほか、法定外税等の制度が設けられている。これらの活用により、地方団体が自ら自主財源を確保することができるだけでなく、その決定過程において、受益と負担の関係につい

て議論が行われ、住民の参加と関心を呼び起こす契機となる点は、地方分権の観点から重要である。その際、地方団体は、負担の公平など租税原則等との関係を十分に踏まえ、納税者等に対する十分な説明を行い、理解を得るよう努める必要があることは言うまでもない。

地方税に対する納税者の信頼を確保するためには、適正かつ公平な税務行政の執行が重要である。地方団体において、研修の充実や徴収事務の共同処理、税務職員の専門知識や経験の蓄積等に引き続き取り組む必要がある。

また、地域住民の地方税への理解を深めるため、地方財政の状況、地方税の意義や使い途等について、地域住民への積極的な周知に努めることが必要である。さらには、納付手段の多様化や税務手続のデジタル化などを通じた納税者の利便性の向上も必要であろう。

経済社会構造の大きな変化の中にあっても、こうした地方税の原則等を踏まえながら、あるべき姿を目指し、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要である。

なお、経済対策など国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにつながり、また、地方の貴重な税財源を国の判断で奪うことにもなることから、可能な限り行うべきではない。

## 2 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

地方税務手続については、社会や技術の変化に対応し、納税者にとって最も便宜な方法で、かつ、課税当局の徴税費を最小化することが重要である。

近年の ICT の進展や、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、デジタル社会の形成の推進が求められている。地方税務手続についても、デジタル技術を活用し、納税者がいつでも・どこでも簡単に手続を行うことができる環境の整備が必要である。

地方税務手続のデジタル化は、納税者の利便性向上のみならず、課税当局における業務効率化・省力化や適正・公正な税務行政の執行に資するものである。また、結果的に地方団体ごとに異なる税務手続の標準化を進めることになり、社会的なコストの低減につながる。

こうしたことから、地方団体の実情に配慮し、国及び地方団体が協力しながら、地方税務手続のデジタル化を積極的に進めていく必要がある。

その際には、セキュリティの確保に配慮しつつ、地方税統一 QR コードの活用に係る検討の進展等を踏まえ、納税者が電子申告・納税を行いやすい環境整備に取り組むべきである。

### 3 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼしている。

これまでも新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。

地方税においては、徴収の猶予制度の特例の創設のほか、令和3年度に関しては、中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の創設等の措置が講じられた。これは、地域の経済や雇用を守るため、厳しい経営環境にある中小事業者等の事業継続を支援する観点から、減収額を全額国費補填することを前提とした、前例のない措置である。

これらの措置は、あくまでも急激な状況悪化に対応するための異例のものであり、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境にある事業者等への支援については、予算措置等によるきめ細かな対応を行うべきものであって、地方税、とりわけ市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではない。

新型コロナウイルス感染症に関しては、地域における感染拡大防止や医療体制の確保、雇用対策など、地方団体の役割が一層重要である。感染収束の局面においても、地域経済等への支援に取り組むとともに、住民生活に密着した行政サービスを維持しながら、地域の課題に的確に対応していけるよう、地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題である。

## 第二 令和4年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、令和4年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

### 1 地方法人課税

#### (1) 外形標準課税のあり方

法人事業税は、シャウプ勧告において都道府県の独立税と位置付けられた基幹税である。法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である。その課税標準は、法人の事業の活動規模をできるだけ適切に表すものであることが望ましい。

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定化、経済活性化の促進等を図るため、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入されたものである。その後、平成27、28年度税制改正においては、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、外形標準課税が段階的に拡大されてきた。

しかしながら、大企業の組織再編の結果、グループ内に資本金1億円以下の法人が複数存在するようになった例や業績悪化等を理由に企業が減資を行ったことにより資本金が1億円以下となった例もあり、外形標準課税の対象法人数は減少し、制度設立当初の7割程度となっている。対象法人数の減少の理由は様々考えられるが、今後、原因・課題の分析を進めていくべきである。

## (2) 外形対象法人の法人事業税所得割の軽減税率

法人事業税所得割については、中小法人だけでなく、外形対象法人についても、800万円以下の所得に軽減税率が設けられている。軽減税率の目的は、事業規模が小さい法人の負担軽減であるが、資本金1億円超の外形対象法人にも適用されている。また、法人税では軽減税率は中小法人等のみを対象としていることや、外形標準課税部分（付加価値割・資本割）には軽減税率は設けられていないこと、さらには、法人事業税所得割の軽減税率は中小法人であっても3以上の都道府県に事務所等を有する法人には適用されない一方で大法人であっても2以下の都道府県に事務所等を有する法人であれば適用されることなど、制度としての不均衡がある。

外形対象法人の法人事業税所得割の軽減税率については、適用の実態や効果をみつつ、公平性や簡素化の観点から、廃止を含めて検討すべきである。

## (3) 収入金額課税（電気・ガス供給業）

電気・ガス供給業については、昭和24年から収入金額を課税標準とする外形標準課税が導入されている。これは、事業の公益的性格から料金が低く抑えられており、所得課税とすると大規模施設を有し多大な行政サービスを受益しているにもかかわらず事業規模に比して税額が少額となり応益課税に矛盾すること、地域的独占事業であること等の理由から、事業活動の規模を適切に表すものとして各事業年度の収入金額が課税標準とされてきたものである。

以来、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形標準課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献している。

近年、電気・ガス供給業に関する制度が大きく変わり、小売の自由化が進んでいる状況であっても、料金や事業規模、特に大手の電気・ガス供給業の地域的な独占の状況には大きな変化はない。

ガス供給業（製造・導管・小売）に関して、以下の理由から外形標準課税である収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきである。

- ・ ガス導管事業については、小売が全面自由化され令和4年度に大手三社の導管部門が法的分離された後であっても、総括原価方式の規制料金が制度として維持されている部分である。電気供給業における送配電事業と同様、収入金額課税制度を引き続き維持するべきものとする。
  - ・ 一方、導管以外の製造・小売事業についても導管と製造・小売の各部門が密接に関連し、LNG 基地を始めとする大規模施設など一般的に事業規模が大きく、多大な行政サービスを受益している状況に何ら変わりがなく、このような他業種と異なるガス供給業としての事業の性格・特徴は、小売全面自由化等により左右されるものではない。
  - ・ ガス製造事業について、大規模発電施設を大手電力会社が独占しているのと同様、ガスに係る大規模製造施設も大手ガス会社が独占しており、新規ガス事業者が大規模製造施設を建設し参入することは困難であること、また、そういった事情に対応するために設けられた LNG 基地の第三者利用制度についても活用が進んでいない。
  - ・ ガス小売事業について、小売全面自由化後も消費者の大手以外の新規小売事業者への契約先の切替えは低位にとどまっており、ガス販売量に占める新規小売のシェアは約 15%と、電気の販売量に占める新規小売事業者の販売量のシェア（約 20%）と比較しても低いこと等から、十分に実態を伴った競争環境にはないと考えられる。
  - ・ 自由化により厳しい経営環境に置かれるガス中小法人（20 万kℓ以上の大規模な LNG 基地を有する者や経過措置料金規制の適用がある者以外の者）については、平成 30 年度税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済であることに対して、収入金額課税が存続しているのは、主として経営基盤が安定しているガス大法人（20 万kℓ以上の大規模な LNG 基地を有する者）であり、自由化が直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくい。
  - ・ 現在、関係省庁から出されている要望が仮に実現した場合、応益課税としての性格を著しく損なうことに加え、法人事業税の大幅な減収、さらに市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながる。
- なお、電気供給業（発電・小売事業等）について、令和2年度税制改正で収入金額課税制度が大半で維持されており、その後も多大な行

政サービスを受益している状況に大きな変化がないことから、同制度を堅持していくべきである。

#### (4) 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの対応

経済のデジタル化が急速に進展し、時代の変化に対し、モノを中心とした産業時代に形成された国際課税原則（「PE（Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が適切に機能しないといった問題が顕在化している。また、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、知的財産等の国境を越えた取引が拡大し、軽課税国への利益移転が容易となる中、各国が低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きが活発化しており、過度な法人税率の引下げ競争に歯止めをかけることが急務となっている。

そういった中で、これまで経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、OECD等を中心に議論が行われ、令和3年7月に大枠合意、同年10月に最終合意に至り、100年来続いてきた国際課税原則の見直しが今般、グローバルな枠組みの下で合意された。この最終合意を受けた今後の国内法制化にあたっては、国・地方の法人課税制度全体で議論をしていく必要がある。

## 2 個人住民税

### (1) 働き方やライフコースの多様化等への対応

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという「地域社会の会費的性格」を有するとともに、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税される税である。

今後、働き方の多様化や労働市場の流動化、ライフコースの多様化等が一層進む中で、こうした経済社会構造の変化を踏まえた個人所得課税の見直しに向けた議論が進展すると考えられる。

個人住民税は、金融所得を含めた個人の所得に対して課税されており、地方団体が提供する行政サービスを支える基幹税として重要な役割を担っている。個人住民税に関連する諸制度の見直しに当たって

は、公平で中立的な税制を構築することと併せ、個人住民税の性格や役割も十分に踏まえることが重要である。

## (2) 住宅ローン控除

個人住民税は、地方税の中でも最も「地域社会の会費的性格」を有している。このため、所得税とは異なり、税額控除は課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的であり、住宅ローン控除の対象ともなっていなかったが、三位一体改革による税源移譲に伴う所得税額の減少により、所得税からの住宅ローン控除の既存適用者（平成11年から平成18年までの入居者）が実質負担増となることから、経過的な措置として、個人住民税にも住宅ローン控除を導入した。

以上のように、この個人住民税における住宅ローン控除は、所得税から控除しきれない者に対して税源移譲の範囲内（所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円））で控除した上で、その減収額は全額国費で補填する仕組みとして創設されたものであり、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度である。

近年は、消費税率の引上げに当たっての住宅の需要変動平準化対策として住宅ローン控除の拡充や、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた適用要件の弾力化等の対応が行われているところであるが、仮に、現在個人住民税で行われている住宅ローン控除の延長等が行われる場合には、上記で述べたとおり、個人住民税における住宅ローン控除が、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度となっていることを踏まえるとともに、現行の措置と同様、これにより生じる個人住民税の減収額については全額国費で補填すべきである。

## (3) ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、応援する気持ちを伝え、税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする仕組みであり、子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援、医療従事者への支援などとしても活用されている。

各地方団体においては、ふるさと納税指定制度の下で、引き続き、自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行

い、広く国民や都市部の地方団体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要である。

また、これを前提としつつ、これからのふるさと納税の適正な運用のためには、返礼品で競い合うのではなく、納税者から幅広く共感を得られるような寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましい。そのため、地方団体において、クラウドファンディング型（目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に寄附金を募る手法）のふるさと納税など、創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが期待される。

### 3 固定資産税

#### (1) 土地に係る負担調整措置等

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税源の偏在が小さい市町村の基幹税目である。

土地に係る固定資産税については、「7割評価」の導入後、平成9年度には、税負担の均衡化を図るため、負担水準が低い土地についてはなだらかに課税標準額を上げるとともに、負担水準が比較的高い土地については課税標準額を下げ又は据え置く特例措置が講じられた。

その後も累次の見直しを加えつつ、継続的に負担調整措置が講じられてきた結果、税負担の均衡化は着実に進んできた。

令和3年度は3年に1回の評価替えの年であり、令和3年度税制改正においても、予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと市町村の条例による減額制度が継続された。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税

額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられたところである。

固定資産税は資産価値に応じて課される財産税であり、令和3年度評価替えにより拡大した負担水準の不均衡を是正し、負担の公平性を図る観点から、令和4年度以降は負担の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用すべきである。

社会保障や地方創生等、今後、増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保がますます重要となっている。負担調整措置は、予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的確保を図るため、評価替えに合わせて3年ごとに3年間の仕組みとして講じてきたものであり、据置年度にその仕組みを変更すべきではない。

また、商業地等について据置ゾーンが設けられていることで、負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態が固定化されている。住宅用地については、平成24年度税制改正で据置ゾーンが段階的に廃止されており、税負担の均衡化を一層推進する観点から、商業地等に係る据置ゾーンのあり方を見直す必要がある。

## (2) 税負担軽減措置等のあり方

固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限るべきである。特に、特定業種の事業者を支援するための税負担軽減措置等は税負担の公平性の観点から不適當である。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等はその政策目的、効果等を十分に見極めた上で、不断の見直しを行わなければならない。

令和3年度末で期限切れを迎える新築住宅特例は、住宅ストックが絶対的に不足していた時代に創設されたものである。人口減少や住宅の充足など、特例創設当時と時代背景が異なっているため、住宅政策の観点から、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すべきである。

## 4 地方消費税

地方消費税は、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能であり、税収が安定的で、税源の偏在度が比較的小さいなどの特徴を有している。

そのため、地方消費税の充実確保は、地方における社会保障の安定財源の確保と、地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点からだけでなく、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも、極めて重要である。

標準税率 10%と軽減税率 8%の複数税率における適正な課税を確保するために、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が、令和5年10月1日から導入される予定である。

地方消費税及び市町村交付金は、地方団体にとって、重要な財源であることから、インボイス制度の円滑な導入のため、地方団体においても、関係省庁と連携して制度の周知・広報を行うことが必要である。また、事業者として民間事業者と取引を行う立場から、インボイス制度に適切に対応することが必要である。

## 5 車体課税

令和3年度税制改正においては、車体課税について、法律上、2年ごとに見直しを行うものとされている環境性能割の税率区分の見直しを行うとともに、期限切れを迎える環境性能割の臨時的軽減の延長、種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し等が行われた。

一方、令和3年度与党税制改正大綱では、我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえた結果、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとされた上で、「2050年カーボンニュートラル」目標への貢献や自動運転等の技術革新の必要性等の環境変化の動向、またこの環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うこととされた。

自動車業界は CASE に代表される大変革に直面しており、世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の普及や保有から利用へのシフトは、近年減少傾向にある車体課税や燃料課税の税収に更なる影響を与えることが考えられる。

他方で、地方団体においては、今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策等のための社会インフラ財源の確保が求められることに加え、自動車の電動化に対応した新たなインフラ整備の必要性も指摘されており、地方財源を安定的に確保していく必要がある。

そのため、こうした自動車や地方団体を取り巻く環境変化の動向等が自動車関係諸税に与える影響を可能な限り見込んだ上で、いかなるあり方が適切であるかについて検討していくことが必要である。

## 6 社会全体の DX に向けた地方税務手続のデジタル化

地方税務手続のデジタル化については、地方法人二税の電子申告率が7割を超えるなど一定の進展が見られるが、依然として書面・対面でしか行うことのできない手続も存在する。

アフター・コロナを見据えた社会全体のデジタル・トランスフォーメーション (DX) の実現のため、引き続き、電子申告・申請手続の拡大や、地方税共通納税システムを通じた電子納付の対象税目拡大など eLTAX を活用した全国統一的な対応・取扱いを一層充実させることが求められる。また、対象手続の拡大に加え、eLTAX における電子納付の納付手段を追加するなど、納税者の利便性向上に努めることも重要である。その際には、納税者一人ひとりの状況やニーズに配慮しながら、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さないかたちで広く行き渡らせていくことが必要である。

地方税務システム等標準化の取組が進められていることを踏まえ、地方団体における二重投資を回避するためにも、可能な限り早期に各種手続のデジタル化に係る方針を示すとともに、地方団体の財政負担にも配慮をしながら進めていくことが必要である。

## おわりに

人口減少の進展と急速な高齢化、一極集中を背景とした地方の疲弊が深刻な課題となっていることに加え、経済のグローバル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展など、新型コロナウイルス感染症の下で経済社会構造が大きく変化する中で、地方税制もその変化に対応していくことが求められている。

地方創生、人口減少対策、福祉、医療に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、感染収束後の地域経済等への支援など地方団体の役割は一層大きくなっている。地方団体が、今後も、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取り組を進めていくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、地方税の基本原則をできる限り体现した地方税体系の構築が必要である。なかでも、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方団体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図ること、そして、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを併せて実現していくことが重要である。

さらに、地方団体は、地方税の意義や用途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことが求められる。

今後の地方税制の改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。